

港区の景観協議の手引

～ 建築物・工作物・その他編 ～

港区では港区景観条例に基づき事前協議を行っています。

- 1 届出対象行為と規模……………P1
- 2 景観形成基準……………P4
- 3 色彩基準(建築物の建築等)……………P7
- 4 事前協議及び届出の流れ……………P9
- 5 提出書類……………P10
- 6 手続きに関するQ&A……………P11
- 7 屋外広告物の表示等の制限と配慮事項……………P14

港区は、平成21年6月1日に港区景観条例を施行し、景観行政団体となりました。そして景観形成に関する総合的な計画として「港区景観計画」を策定し、本計画に基づき事前協議を行い、行為の届出書を提出していただいています。

「港区景観計画」は、港区全域を対象としており、さらに地区に応じた景観形成を目的として、12地区の景観形成特別地区を定めています。



1. 届出対象行為と規模

STEP1 エリア分けによる届出対象規模

- ・区の骨格となる景観を形成する地区として「景観形成特別地区」を12地区定め、独自の届出対象規模を設定しています。
- ・また、用途地域の区分に応じて、届出対象規模を設定しています。

(1) 建築物または確認申請が必要な工作物^{※1}の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

地区 用途地域	一般地域 (港区全域)	景観形成特別地区			
		神宮外苑銀杏 並木周辺/ 品川駅・ 新駅周辺	青山通り周辺 / 三田通り周辺 / 大門通り周辺 / プラチナ通り周辺 / 有栖川宮記念公園周辺 / 環 状2号線周辺 / 外濠周辺	水辺	芝公園周辺/ 浜離宮・ 芝離宮庭園
		主要な道路に面する敷地	左記以外の敷地		
住居系 用途地域 ^{※2}	高さ15m以上又は 延べ3,000㎡以上	全ての規模	全ての規模	高さ15m以上又は 延べ3,000㎡以上	高さ15m以上又は 延べ3,000㎡以上
非住居系 用途地域 ^{※3}	高さ25m以上又は 延べ3,000㎡以上			高さ25m以上又は 延べ3,000㎡以上	

※1 一部の工作物を除く(詳細は窓口にお問合せください)

※2 第一種/第二種低層住居専用地域、第一種/第二種中高層住居専用地域、第一種/第二種住居地域、準住居地域

※3 ※2以外の用途地域

(2) 以下の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

① プラットホームの上屋その他これに類するもの	全ての規模
② 橋梁その他これに類するもの	全ての規模(水辺景観形成特別地区内に限る)

(3) その他の行為

① 都市計画法に規定する開発行為(第4条第12項)	開発区域の面積500㎡以上
② 土地の形質の変更等	造成面積10ha以上の場合(詳細は窓口にお問合せください)



景観形成特別地区

基本方針を踏まえた重点的な取組の方向性

- 運河沿いや臨海部の良好な景観形成を推進する
- 水と緑のつながりを強め、水と緑の軸を保全・育成する
- 歴史的な庭園等からの良好な眺望を保全する
- 東京の南側の玄関口にふさわしいシンボリックな景観を創る
- 大規模な道路の整備にあわせて沿道の街並みを育む
- 大規模緑地を生かした風格のある沿道の街並みを育む
- ランドマークへの眺望を際立たせる
- 運河、海 主要な道路 景観計画区域(区境)

STEP2 歴史的建造物の有無 による届出対象規模

- 区では、文化財建造物などの歴史的建造物を核とした景観形成の誘導を図るため、歴史的建造物の周辺においては届出対象規模を別途設定しています。
- このため、STEP1において届出対象とならない場合であっても、計画敷地の近辺に歴史的建造物が存在しないか確認が必要となります。

(1) 歴史的建造物(東京タワーを除く)周辺

建築物または確認申請が必要な工物物^{*1}の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

	届出対象規模
歴史的建造物の敷地に直接接する敷地内 ^{*4}	全ての規模
歴史的建造物の周辺100m以内の範囲	住居系用途地域:高さ15m以上又は延べ3,000㎡以上(STEP1の一般地域と同じ) 非住居系用途地域:高さ25m以上又は延べ3,000㎡以上(STEP1の一般地域と同じ)

^{*4} 同一敷地内の建築物を含みます。また、「歴史的建造物の敷地」には、寺社に付属する墓地を含みます。(詳細は窓口にお問合せください)

歴史的建造物一覧

文化財建造物

〈国宝〉

1.旧東宮御所

〈国指定重要文化財〉

- 増上寺三解脱門
- 有章院(徳川家継)
霊廟二天門
- 旧台徳院霊廟惣門
- 慶應義塾三田演説館
- 慶應義塾凶書館
- 瑞聖寺大雄宝殿
- 明治学院インブリー館
- 旧朝香宮邸(東京都庭園美術館)
- A.武家屋敷門

〈国登録有形文化財〉

- 堀商店
- 大倉集古館陳列館
- 東京水産大学雲鷹丸
- 廣度院表門および練塀
- 三菱電機株式会社高輪荘
- 常照院本堂内陣
- 妙定院熊野堂・上土蔵
- 心光院表門
- 菊池寛実記念智美術館別館
- キリスト友会フレンズセンター
- 国際文化会館本館
- 大橋茶寮
- 虎ノ門大坂屋砂場店舗
- 東京タワー
- D.心光院本堂
- J.和朗フラット四号館
- K.常行院納骨堂

〈都指定有形文化財〉

- 氷川神社社殿
- 増上寺経蔵
- G.旧赤坂仮皇居御会食所(明治記念館本館)
- L.土浦家住宅

〈区指定有形文化財〉

- 明治学院記念館
- 増上寺旧方丈門
- 旧乃木邸および馬小屋
- 明治学院礼拝堂
- 金刀比羅宮銅鳥居
- 増上寺景光殿(旧広書院)表門
- 清正公堂および山門
- 旧協働会館
- 善福寺本堂
- B.大門
- E.承教寺鐘楼
- F.旧公衆衛生院
- H.旧島山一清邸
- I.高輪プリンスホテル観音堂・鐘楼・山門

〈区登録有形文化財〉

- 鑄抜門
- 報土寺築地塀(練塀)
- 泉岳寺中門
- 泉岳寺山門
- 浅野長矩および赤穂義士墓所門
- 水盤舎(元甲府宰相綱重御霊屋水屋)

区外文化財建造物(隣接するもの)

〈国登録有形文化財〉

- 旧文部省庁舎



※令和7年4月1日現在

歴史的建造物

〈都選定歴史的建造物〉

- 西町インターナショナルスクール(松方ハウス)
- 虎ノ門 金刀比羅宮
- 日本基督教団安藤記念教会会堂
- 港区立高輪台小学校
- 高輪消防署二本榎出張所
- 聖心女子学院正門
- C.普連土学園中学校舎
- M.八芳園(壺中庵)

※泉岳寺及び瑞聖寺については、参道等に直接接する敷地を含みます。(詳細は窓口にお問合せください)

歴史的建造物の一覧

※歴史的建造物は、文化財保護法、東京都文化財保護条例又は港区文化財保護条例に基づき指定・登録された文化財建造物、景観法に基づく景観重要建造物、東京都景観条例に基づく都選定歴史的建造物を指します。

※非公開となっている建造物等や、上記以外の建造物等が新たに歴史的建造物として指定・登録・選定される場合があります。(詳細は窓口にお問合せください)。

(2) 東京タワー周辺

建築物または確認申請が必要な工作物*1の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

	届出対象規模
東京タワー周辺の範囲の建築物(下図に示す範囲)	住居系用途地域:高さ15m以上又は延べ3,000㎡以上(STEP1の一般地域と同じ) 非住居系用途地域:高さ25m以上又は延べ3,000㎡以上(STEP1の一般地域と同じ)

東京タワーの象徴的な絵姿に影響を与える区域

東京タワーの象徴的な絵姿が得られる、主要な眺望点A・B・C・D・Eから、水平方向の視野角が概ね30°*1*2、眺望点との距離が概ね1.2kmの範囲に近接する、主要な道路に囲まれた区域*3



眺望点A
御成門交差点側から都立芝公園に入った正面



眺望点B
三解脱門から増上寺大殿に向かう軸の鐘楼堂付近



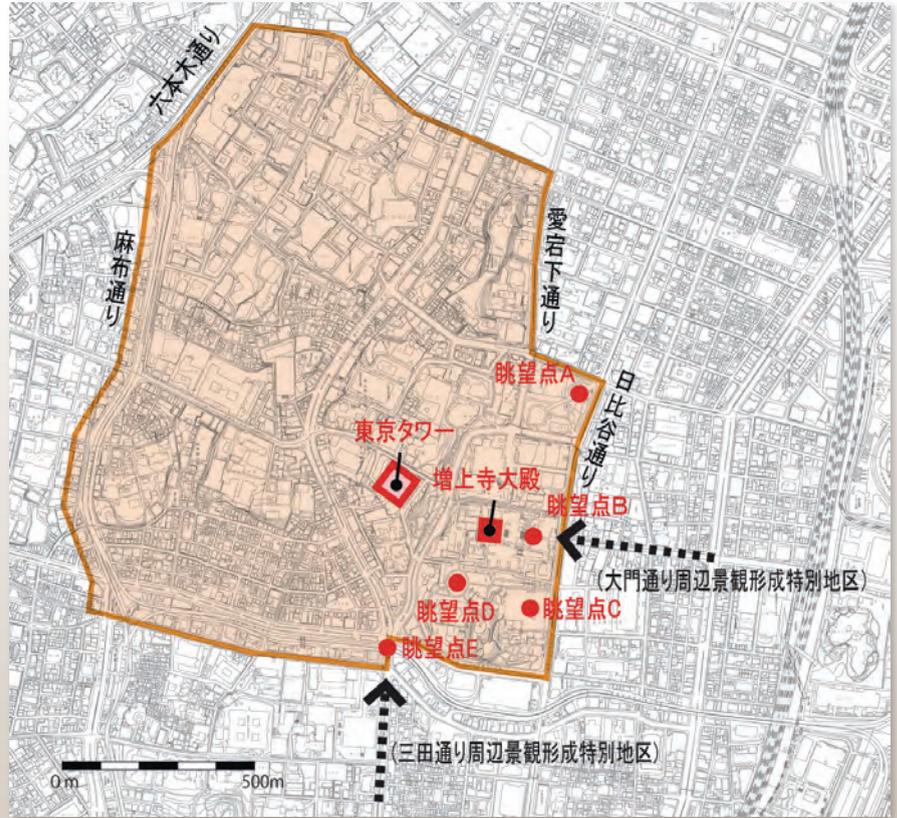
眺望点C
区立芝公園芝生広場の中央付近



眺望点D
プリンス芝公園の円形の園路と大広間からの園路が交差する地点



眺望点E
赤羽橋交差点の南側(首都高速道路高架下)横断歩道の南東側の歩道の巻込み部



- *1 各眺望点から東京タワーに向かう軸を中心に、視野角が左右で概ね15°とする。
- *2 眺望点Bからは増上寺大殿に向かう軸を中心とする。
- *3 麻布通り西側の沿道区域を含む。

◆このエリアに該当する案件については、主要眺望点からの「景観シミュレーション」及び「措置状況説明書」が追加となります。

◆この地図は東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである(27都市基交測第138号・MMT利許第27039号-72)。無断複製を禁ずる。

2. 景観形成基準

届出が必要となる行為については、港区景観計画に定める「景観形成基準」に適合させる必要があります。

景観形成基準は、区全域に共通する一般事項のほか、「景観特性がよく表れる場所」「景観形成特別地区」「歴史的建造物周辺」など、その場所の景観特性に応じてきめ細かく設定されています。このため、適用される景観形成基準を漏れなく確認する必要があります。

2-1 区全域における景観形成基準

項目	景観形成基準
配置	<ul style="list-style-type: none"> ◆道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した建築物の配置とする。 ◆壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮した建築物の配置とする。 ◆公園周辺の建築物は、公園に顔を向けたり、公園側にオープンスペースを設けたりするなど、公園内からの眺望や公園周辺の落ち着いた街並みに配慮した配置とする。 ◆敷地内や敷地周辺の緑が道路からできる限り見えるよう工夫した建築物の配置とする。 ◆敷地内に地域のシンボルとなっている緑等がある場合は、できる限りこれらに配慮した建築物の配置とする。
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺の主要な眺望点(道路、河川、公園など)からの見え方を意識し、周辺の建築物群のスカイライン^{※1}との調和に配慮した建築物の高さとする。
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◆建築物全体のバランスだけでなく、周辺の建築物等との調和に配慮した形態・意匠とする。 ◆色彩は、港区景観計画の色彩基準に適合するとともに、周辺の建築物と壁面等の色調や彩度・明度の調和を図り、また、周辺に緑や水辺の自然景観がある場合は、それらとの調和も図る。 ◆屋根、屋上に設備等を設置する場合は、建築物と一体的に計画するか目隠し等により修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。 ◆建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図るとともに、周囲からの見え方に配慮し、緑や目隠し等による修景を行う。 ◆建築物の外壁は、周辺への反射光に配慮した仕上げとし、歩行者の目線に近い建築物の低層部では、石材などの自然素材を用いるなど、街並みの表情づくりに配慮した形態・意匠とする。 ◆建築物と一体となった駐車場の出入口は、街並みの連続性を妨げることのないよう配慮した設置位置とする。 ◆建築物の外壁が長大で平滑な壁面となることを避け、壁面を適度に分節化するなど、街並みに圧迫感を与えないように配慮した形態・意匠とする。 ◆雨樋やベランダに設置する室外機は、周囲から見えない位置に設置するか目隠し等により修景を行い、目立たないように工夫する。
公開空地・外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ◆外構には、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材を使用する。 ◆オープンスペースは、道路などの公共空間や隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。 ◆オープンスペースには、ベンチの設置や、四季を感じさせる草花の植栽などにより、憩いの空間として親しまれるよう工夫する。 ◆周辺の緑地や街路樹の緑との連続性に配慮し、建築物の屋上や壁面を含め、敷地内はできるだけ緑化を図る。 ◆緑化にあたっては、緑量感を高め緑陰を創出するよう、中高木を効果的に配置する。 ◆植栽の樹種は、生育環境に適したものであるとともに、周辺の街並みや街路樹と調和したものを選定する。さらに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 ◆照明を設置する場合は、周辺環境や夜景の変化に配慮し、周辺の街並みと調和したものとする。 ◆自動販売機等の付属施設、設置物等は、周辺の街並みに配慮した配置、規模、色彩とする。 ◆敷地内のごみ集積所は、収集作業に支障とならない範囲で、配置を工夫し、植栽を施すなど周囲からの見え方に配慮する。 ◆敷地の接道部に塀や柵を設置する場合は、生垣や透過性の高い柵などとし、周辺の街並みとの調和に配慮する。やむを得ずコンクリート塀などを設置する場合は、緑化などにより圧迫感を軽減する。 ◆駐車場を設置する場合は、配置の工夫や接道部への植栽など、周囲からの見え方に配慮する。また、駐車場出入口は、周辺の街並みの連続性に配慮した配置とする。 ◆自転車置き場を設置する場合は、道路から見えにくい位置への配置や、必要に応じて植栽等で囲うなど周囲からの見え方に配慮する。 ◆総合設計制度などを活用し、公開空地や緑地を設ける場合は、憩いやにぎわいが醸し出されるよう工夫する。 ◆敷地内に地域のシンボルとなっている緑等がある場合は、できる限り保全・活用を図る。 ◆斜面地周辺では、建築物や敷地内のオープンスペースへの緑化を推進するとともに、周辺の斜面緑地と調和した植栽を施すなど、斜面緑地との連続性に配慮する。 ◆崖線など急斜面地では、敷地内の緑はできる限り残し、やむを得ずよう壁等を設ける場合は、安全性が確保できる範囲で自然地形に配慮するとともに、可能な限りよう壁の緑化を図る。

※1スカイライン:山並みや稜線などの地形や、都市の建物群が連続して形成される街並みの輪郭が形成する空との境界線のことで。

2-2 景観特性がよく表れる場所における景観形成基準

<p>坂道沿い 地形の起伏を感じる坂道 (写真:南麻布)</p> <p>形態・意匠・色彩 建築物の低層部が坂道の勾配になじむよう工夫した形態・意匠とする。</p> <p>公開空地・外構・緑化等 よう壁や塀を設置する場合は、石材、木材などの自然素材の使用や緑化などにより、壁面が無表情とならないように配慮する。</p> 	<p>寺社が数多く立地する地域 (写真:増上寺)</p> <p>配置 寺社への圧迫感の緩和や見通しの確保に配慮した建築物の配置とする。</p> <p>形態・意匠・色彩 彩度、明度を抑えた落ち着いた色彩や味わいのある素材を用いるなど、寺社の雰囲気との調和に配慮した形態・意匠とする。</p> <p>公開空地・外構・緑化等 敷地周辺に地域のシンボルとなっている緑等の景観資源がある場合は、それらへの見え方に配慮した塀、垣、柵のデザインとする。寺社やその周辺の緑との連続性のある街並みの創出に配慮する。塀、垣、柵は、寺社やその周辺との連続性や調和に配慮する。植栽の樹種は、寺社やその周辺の植生と調和したものを選定する。</p> 	<p>交差点・駅周辺 多くの人でにぎわう交差点 (写真:六本木交差点)</p> <p>配置 交差点や駅側に建築物の顔を向けるとともに、交差点や駅側にオープンスペースを設けるなど、地域の拠点としての役割に配慮した建築物の配置とする。</p> <p>形態・意匠・色彩 街角を印象付けるように建物の正面の意匠を工夫するなど、地域の拠点としての役割に配慮した形態・意匠とする。</p> 	
<p>商業地 賑わいある個性的な商店街 (写真:麻布十番商店街)</p> <p>配置 歩行者の多い通り側に車両出入口を設けるなど、にぎわいある街並みの連続性を阻害する配置をできる限り避けるとともに、低層部に店舗やベンチを備えたオープンスペースを設けるなど、にぎわいある街並みと調和した建築物の配置とする。</p> <p>形態・意匠・色彩 低層部を開口部のない単調な壁面とするなど、にぎわいある街並みの連続性を阻害するような形態・意匠をできる限り避ける。隣接する建築物と1階部分の階高を合わせるなど、にぎわいある街並みの連続性に配慮した形態・意匠とする。ディスプレイウィンドウ等の設置や建築物の照明を工夫し、にぎわいの演出に配慮する。</p> <p>公開空地・外構・緑化等 商業施設と連携したオープンスペースの活用を配慮し、ベンチなどのアメニティ施設を設置するなど、にぎわいある街並みの演出に配慮する。</p> 	<p>閑静な住宅地 落ち着いた住宅地の街並み (写真:南麻布)</p> <p>配置 道路や隣接する建築物との間隔を十分に確保するなど、落ち着いた雰囲気づくりに配慮した建築物の配置とする。</p> <p>高さ・規模 周辺の落ち着いた街並みとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。</p> <p>公開空地・外構・緑化等 道路に面するオープンスペースに低木から高木まで均衡のとれた植栽を施すなど、落ち着いた街並みや周辺の緑との調和に配慮した緑化を図る。</p> 	<p>斜面緑地</p> <p>配置 斜面緑地と平行となる長大な壁面の配置を避けるなど、斜面緑地が見えるように配慮した建築物の配置とする。</p> <p>形態・意匠・色彩 斜面緑地と平行して単調な壁面が生じることを避け、斜面緑地との調和に配慮した形態・意匠とする。</p> 	<p>古川沿い (写真:古川)</p> <p>形態・意匠・色彩 水辺側から見た景観を意識し、川側に単調で無表情な壁面が生じることを避けて正面性を持たせるなど、水辺空間の魅力の向上に配慮した形態・意匠とする。</p> <p>公開空地・外構・緑化等 古川に接する場所に緑化を図り、古川に架かる橋や沿川の広場と一体となって地域に親しまれる水辺空間となるよう配慮する。</p> 

◆ 対象となる場所については港区景観計画でご確認ください。港区ホームページ及び窓口でご覧になれます。

2-3 歴史的建造物・東京タワー周辺における景観形成基準

歴史的建造物周辺	
配置	◆ 圧迫感の緩和や歴史的建造物の主要な面への見通しの確保を図る。
高さ・規模	◆ 歴史的建造物よりも規模の大きな建築物については、主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、圧迫感の軽減など歴史的建築物との調和において効果的な高さ、間口となるよう配慮する。
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 彩度、明度を抑えた落ち着いた色彩や味わいのある素材を用いるなど、歴史的建造物の雰囲気との調和に配慮した、形態・意匠とする。 ◆ 建築物の低層部における軒の高さや窓等の開口部の配置、形態・意匠は、歩行者の目線からの歴史的建造物との調和や街並みの連続性に配慮する。 ◆ 建築物の屋根の形状や勾配、色彩は、歴史的建造物との調和を図る。 ◆ 建築物に付帯する構造物や設備等は、道路等から見えない位置に配置する、歴史的建造物に使用されている素材や色彩と調和した囲いで覆うなど、周囲の景観を阻害しないよう配慮する。
公開空地・外構・緑化等	◆ 塀、垣、柵、あるいはベンチ等のアメニティ施設等の素材や構造、高さは、歴史的建造物との連続性や調和に配慮する。
東京タワー周辺	
配置	◆ 主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、その象徴的な絵姿を阻害することがないよう、圧迫感の緩和や見通しの確保に配慮する。
高さ・規模	◆ 主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、東京タワーを含む調和のとれたスカイラインの形成など、その象徴的な絵姿を阻害することがないよう、高さ、間口について配慮する。
形態・意匠・色彩	◆ 主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、その象徴的な絵姿を阻害することがないよう、建築物の高層部に高彩度色や低明度色を使用することを控えるなど、形態・意匠・色彩に配慮する。
公開空地・外構・緑化等	◆ 主要な眺望点からの見え方をシミュレーションし、そのライトアップによる象徴的な絵姿を阻害することがないよう、建築物の高層部に過度な照明を使用することを控えるなど、照明の位置、方法に配慮する。



青山通り周辺

- ◆ 壁面基調色に落ち着いた色彩を使用することによる、風格ある街並みの創出
- ◆ 屋外広告物の表示等の配慮による、上品な賑わいのある街並みの創出
- ◆ 歩行空間と一体となったオープンスペース等のデザインによる、楽しく歩ける空間の演出



三田通り周辺

- ◆ 壁面位置や建築物の高さを揃えることによる、東京タワーをアイストップとするヴィスタ景*の形成
 - ◆ 周辺の建築物との調和がとれた色彩を使用することによる、協調性ある街並みの演出
 - ◆ 屋外広告物の表示の配慮による、良好なスカイライン形成の誘導
- ※対象物に向かって直線的な景観のこと



有栖川宮 記念公園周辺

- ◆ オープンスペースの植栽と緑量豊かな公園の緑との連続による、潤いあふれる街並みの育成
- ◆ 低彩度の色彩の壁面による、落ち着いた街並みの育成



神宮外苑銀杏並木周辺

- ◆ 銀杏並木の高さに配慮した建築物の高さの誘導による、風格ある並木のスカイラインの育成
- ◆ 交差点部での、銀杏並木と調和した色彩の使用による、四季の彩りを生かした街並みの創出



プラチナ通り周辺

- ◆ 街路樹と連続したオープンスペースの緑化による、緑量あふれる街並みの創出
- ◆ 上質な街並みとの調和を図り、通りのゲートとしての落ち着いた交差点を演出



大門通り周辺

- ◆ 壁面位置や屋外広告物等の配慮による、大門と三解脱門のアイストップとしての見通しの確保
- ◆ 歩行空間と一体となったオープンスペース等のデザインによる、まち歩きが楽しくなる空間の演出
- ◆ 歴史的な資源と調和した、情趣ある街並みの育成



芝公園周辺

- ◆ 主に高さ20mを超える範囲について、形態・意匠の配慮による、芝公園の内側からの良好な眺望の保全



環状2号線周辺

- ◆ 建築物の壁面の位置や高さ等に配慮することによる、統一感のある街並みの創出
- ◆ 遠景と近景を意識した色彩の使用による、品格と活気ある街並みの創出
- ◆ 緑の骨格を形成する、街路樹等と調和した緑化や建築物の壁面等を生かした緑豊かな街並みの創出
- ◆ にぎわいのある建築物低層部や一体性に配慮した屋外広告物による、魅力的な街並みの創出



浜離宮・ 芝離宮庭園

- ◆ 主に高さ20mを超える範囲について、建築物や屋外広告物の適切な規制・誘導による、庭園内部からの眺望の保全



水辺

- ◆ 建築物や屋外広告物の適切な規制・誘導による、印象的で魅力的な水辺空間の創出



外濠周辺

- ◆ 形態・意匠・色彩、公開空地・外構・緑化等を適切に誘導し、外濠の風致や石垣等の歴史的資源に配慮した街並みの形成
- ◆ 敷地内の緑の確保や喰違土橋(くいちがいどばし)や弁慶橋等からの眺望に配慮し、外濠の水辺や緑との一体感を感じることのできる街並みの形成
- ◆ 外堀通りの公共的空間から外濠の水辺や緑への眺めに配慮し、外濠と調和した潤いと開放感を感じられる街並みの形成



品川駅・新駅周辺

- ◆ 主要なビューポイントからの見え方に配慮した、東京の新たな玄関口にふさわしい風格ある駅前景観の形成
- ◆ 緑の連続性や水辺からの眺めなどに配慮した、緑・水・にぎわいが一体となった街並みの育成

3.色彩基準(建築物の建築等)

色彩の基準は、下記のようにマンセル値により、建築物の外壁に使用できる色彩が規定されています。色相を大きく3つに分け、基本色は明度によって使用できる彩度を制限しています。また強調色は基本色に入らない色で彩度による制限があります。地区に応じてより厳しい基準が定められていますので注意してください。

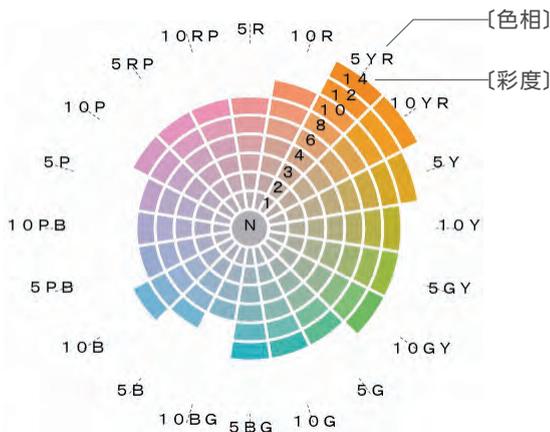
マンセル値の表現

	10YR 9.0/2
色相	明度 彩度

	N 6.0
無彩色	明度

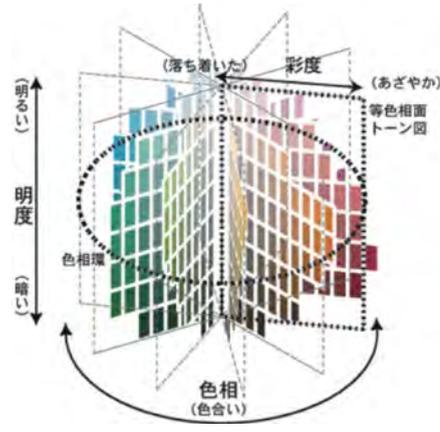
色相環(明度7の場合)

同明度の色を色相に応じて並べた図



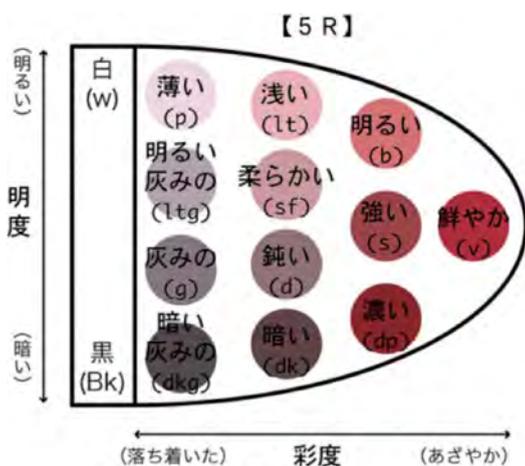
マンセル色立体

色相、明度、彩度の関係を立体的に表した図



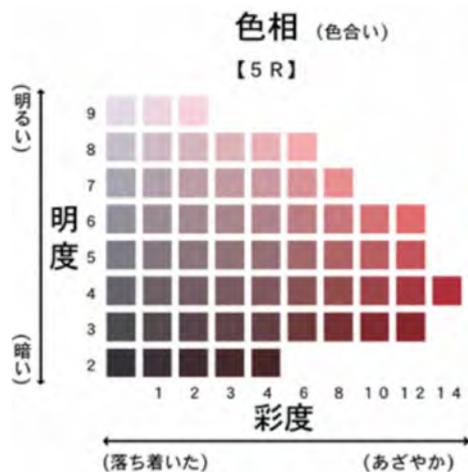
トーン図

同色相の印象(色調)を明度と彩度に応じて並べた図



等色相面(色相5R)

同じ色相の色を明度と彩度に応じて並べた図



色彩基準(抜粋)

基準の適用部位・面積									
	外壁基本色 ^{※1}			強調色 外壁各面の1/5以下で 使用可能		アクセント色 ^{※2}	屋根色(勾配屋根)		
	色相	明度	彩度	色相	彩度		色相	明度	彩度
浜離宮・芝離宮庭園 景観形成特別地区	0R~4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	0R~4.9YR	4以下		5.0YR~ 5.0Y	6以下	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下						
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下	5.0YR~5.0Y	6以下				
		8.5以上の場合	2以下						
その他	4以上8.5未満の場合	2以下	その他	2以下					
	8.5以上の場合	1以下							
水辺 景観形成特別地区	0R~4.9YR	6以上8.5未満の場合	4以下	0R~4.9YR	4以下		5.0YR~ 5.0Y	制限なし	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下						
	5.0YR~5.0Y	6以上8.5未満の場合	4以下	5.0YR~5.0Y	6以下				
		8.5以上の場合	2以下						
その他	6以上8.5未満の場合	2以下	その他	2以下					
	8.5以上の場合	1以下							
有栖川宮記念公園周辺 景観形成特別地区 神宮外苑銀杏並木周辺 景観形成特別地区	0R~4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	0R~4.9YR	4以下	外壁各面の 1/20以下で 使用可能	5.0YR~ 5.0Y	6以下	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下						
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	4以下	5.0YR~5.0Y	6以下				
		8.5以上の場合	2以下						
その他	4以上8.5未満の場合	2以下	その他	2以下					
	8.5以上の場合	1以下							
青山通り周辺 景観形成特別地区 三田通り周辺 景観形成特別地区 大門通り周辺 景観形成特別地区 プラチナ通り周辺 景観形成特別地区 芝公園周辺 景観形成特別地区 外濠周辺 景観形成特別地区 品川駅・新駅周辺 景観形成特別地区	0R~4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	0R~4.9YR	4以下	外壁各面の 1/20以下で 使用可能	5.0YR~ 5.0Y	制限なし	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下						
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下	5.0YR~5.0Y	6以下				
		8.5以上の場合	2以下						
	その他	4以上8.5未満の場合	2以下	その他	2以下				
		8.5以上の場合	1以下						
		4以上8.5未満の場合	2以下			その他	※芝公園周辺 景観形成特別地区、 外濠周辺景観形成 特別地区は6以下		2以下
		8.5以上の場合	1以下			その他			
環状2号線周辺 景観形成特別地区 ※建築物の高さ15m 未満の部分は下線 の基準を用いるこ とができる	0R~9.9R	4以上7未満の場合	4以下	0R~4.9YR	4以下	※3 各階外壁 各面の 1/5以下で 使用可能	5.0YR ~5.0Y	制限なし	4以下
		<u>3以上7未満の場合</u>	3以下						
		7以上8.5未満の場合	3以下						
	0YR~4.9YR	8.5以上の場合	1.5以下	4以下					
		4以上8.5未満の場合	4以下						
	5.0YR~5.0Y	<u>3以上8.5未満の場合</u>	4以下	5.0YR~5.0Y	4以下				
8.5以上の場合		1.5以下							
その他	4以上8.5未満の場合	4以下	5.0YR~5.0Y	4以下					
	<u>3以上8.5未満の場合</u>	6以下							
		8.5以上の場合	2以下			その他	6以下		2以下
		4以上8.5未満の場合	1以下			その他			2以下
		<u>8.5以上の場合</u>	1以下			その他			2以下
一般地域	0R~4.9YR	4以上8.5未満の場合	4以下	0R~4.9YR	4以下	外壁各面の 1/20以下で 使用可能		屋根面の立ち上がり を外壁に含めて 面積割合を計算する	4以下
		8.5以上の場合	1.5以下						
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下	5.0YR~5.0Y	6以下				
		8.5以上の場合	2以下						
その他	4以上8.5未満の場合	2以下	その他	2以下					
	8.5以上の場合	1以下							

※1 無彩色(N)については、明度4以上(水辺景観形成特別地区においては明度6以上)を外壁基本色とし、それ未満を強調色とする。(アクセント色の取扱いはなし)

※2 アクセント色:外壁基本色及び強調色で規定されている色彩以外の色彩の使用可能範囲を示す。 ※3 高さ15m以上の部分については、アクセント色は使用不可。

アクセント色については、建築物全体のバランスや周辺建築物との調和に配慮し、主に中低層部において、良好な景観形成に寄与する範囲内で使用するものとする。